



## 「年金受給資格、短縮10年」Ⅱ

事務所だよりNo.180に続き、今回も受給資格短縮10年についてです。

これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間(国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む)と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

### ★ 資格期間が10年以上25年未満であって、下記の表に該当する方

基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した「年金請求書(短縮用)」及び年金の請求手続きの案内が日本年金機構から本人あてに送付されます。

請求手続きは平成29年8月1日以前でも可能です。

	生年月日	年金請求書の送付時期
1	大正15年4月2日～昭和17年4月1日	平成29年2月下旬～3月下旬
2	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日	平成29年3月下旬～4月下旬
3	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日	平成29年4月下旬～5月下旬
4	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日【男性】	平成29年5月下旬～6月下旬
5	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日【女性】 大正15年4月1日以前生まれの方 共済組合等の期間を有する方	平成29年6月下旬～7月上旬

※資格期間が国民年金のみの方、厚生年金保険・共済組合等の期間が12月に満たない人で生年月日が昭和27年8月2日(平成29年8月1日に65歳)以降の方は「年金請求書(短縮用)」は送付されず、「年金請求書(事前送付用)」が送付されます。

### ★ 年金請求書の提出先

最後に加入していた年金制度		年金請求書の提出先
国民年金 または 共済組合	⇒ ① 全ての加入期間が 国民年金第1号 被保険者期間の方	⇒ 市(区)役所または 町村役場の国民年金 の担当窓口
	⇒ ② ①以外の方 (国民年金第3号被保険者・ 厚生年金保険や共済組合の 加入期間がある方など)	⇒ 近くの年金事務所
厚生年金保険	⇒ ⇒ ⇒	

### ★ 年金の受け取り

年金の決定後は、平成29年8月以降に「年金証書・年金決定通知書」が送られ、年金の支払いは平成29年10月からです。

### ★ やっぱり、10年ないわ～～という人

- ① 厚生年金は70歳まで加入できる。
- ② 国民年金の任意加入制度を利用
- ③ 国民年金の後納制度を利用
- ④ 国民年金の特定期間該当届・特例追納制度を利用
- ⑤ 自身の記録の確認 (持ち主のわからない年金記録は、いまだ約2000万件あります。)